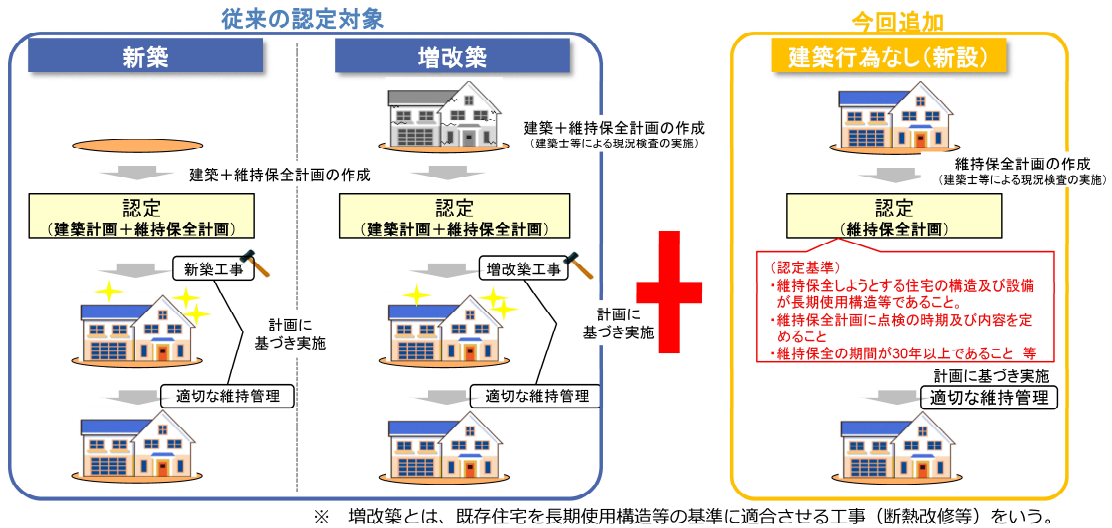


# 長期優良住宅法の改正内容について（令和4年10月1日施行）

## 1. 建築行為を伴わない既存住宅の認定について

認定基準を満たす既存住宅について、増改築行為なしに認定を受けることができる仕組みが創設されます。



### ■ 建築行為なし認定制度の認定基準（規模の基準を除く）

新築又は増改築※の時期 ※長期使用構造等とするための増改築を指す。	適用する基準	
	長期使用構造等基準	居住環境基準 災害配慮基準 維持保全基準
① 平成21年6月4日以降に新築した後増改築していない場合	新築時点における新築基準	申請時点における基準
② 平成28年4月1日以降に増改築した場合	増改築時点における増改築基準	
③ 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増改築した場合（②の場合を除く）	H28.4.1時点の増改築基準	

### ■ 認定申請手数料について

既存住宅を増改築し、認定を受ける場合の認定申請手数料と同額とします。詳細については、別紙の「手数料一覧表」をご確認ください。

## 2. 省エネルギー基準の引き上げについて

ZEH相当の基準（住宅性能表示制度の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6）が求められます。



■ 上記以外にも認定基準等の改正がされております。法改正の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

お問い合わせ先

部署：住宅都市局建築指導部建築指導課計画係  
 住所：福岡市中央区天神1丁目8-1  
 電話番号：092-711-4573  
 FAX番号：092-733-5584  
 E-mail：kenchikushido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp